

明日香村景観計画 第3部

真弓大字 景観計画

平成26年3月

明日香村 真弓大字



目 次

1 真弓大字景観計画の基本的事項	1
(1) 背景	1
(2) 目的	1
(3) 計画年次と進行管理	1
(4) 計画の区域	2
(5) 計画の位置づけと構成	2
2 真弓大字の景観の特徴と課題	3
(1) 真弓大字の景観の特徴	3
(2) 真弓大字の景観の課題	5
3 大字景観づくりの目標と基本方針	7
(1) 大字景観づくりの目標	7
(2) 大字景観づくりの基本方針	8
(3) 大字景観づくりの将来構想	9
4 大字景観づくりに向けた取り組み	12
(1) 豊かな生活景観をつくる伝統や文化を大切にします	12
① 祭りや行事について	12
② 建物の建て方について	14
(2) 農を軸として、活力のある景観をつくります	16
(3) 真弓大字の景観資産を守り、活かします	17
5 景観づくり協議会	21

1 真弓大字景観計画の基本的事項

(1) 背景

明日香村は、わが国の律令国家が形成された時代における政治及び文化の中心的な地域であり、往時の歴史的、文化的資産が村の全域にわたって数多く存在し周囲の環境と一体となって、他に類を見ない貴重な歴史的風土を形成しています。そのため、明日香村は全村が「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（以下「古都保存法」と称す）および「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」（以下、「明日香法」と称す）に基づく歴史的風土特別保存地区及び都市計画法・奈良県風致地区条例に基づく風致地区に指定され、歴史的風土の保存が図られてきました。

しかし、これまでの法制度では十分な対応ができなかった小規模な屋外広告物や小規模な工作物などが景観を阻害している事例、もう少し工夫をすればより良い景観が形成できるような事例も散見されます。また、これまでの法制度は、集落ごとの特徴に応じた景観の形成には十分な制度ではありませんでした。さらに、明日香村ならびに真弓大字における住民の減少や少子高齢化により農地や山林、伝統行事などの良好な環境の維持・継承が危ぶまれています。

このようななか、明日香村では、都市計画法第 34 条第 11 号に基づく市街化調整区域の開発の緩和区域を真弓大字の区域に設定し、明日香村の人口及び大字人口の増加を目指しています。このことは、言い換えると、これまでの旧来型コミュニティの中に、外部から新たな住民を呼び込むことであり、新旧住民が協働で真弓大字の景観づくりを進めていくための仕組みづくりが求められています。

(2) 目的

このような状況を受け、明日香村では景観法・明日香村景観条例に基づき「明日香村景観計画」を策定し、明日香村全域の良好な景観の形成ならびに歴史的風土の保存を図っています。そして、「明日香村景観計画」のなかでは、大字単位で「大字景観計画」を策定することにより、大字ごとの特徴に応じた景観形成を進めていくことを示しています。なかでも、真弓大字は、飛鳥への西側のエントランスにあたるとともに、終末期古墳と渡来系氏族の古墳群が集積するなかで、生業としての農業が豊かに営まれるという、明日香村の歴史的風土を象徴する地域のひとつでもあります。一方で、大字区域の西部には、今後の明日香村の産業の拠点となる「真弓丘産業創出型景観形成特定区域」が設定され、大字区域の東部には、人口誘導を図るための都市計画法第 34 条第 11 号区域が設定されるなど、今後、真弓大字を取り巻く環境は大きく変化していくことが予想されるなかで、大字景観づくりに向けた目標像の明確化が特に重要となっています。

そこで、真弓大字では、現況の土地利用と住民の生活環境の実態を踏まえ、住民が希求する大字景観のあるべき方向と方策を示す「真弓大字景観計画」を策定することにより、住民、行政、事業者、新たに真弓大字に移り住まれる方々が協働で、真弓大字の特徴に応じた大字景観づくりを進めていくこととします。

(3) 計画年次と進行管理

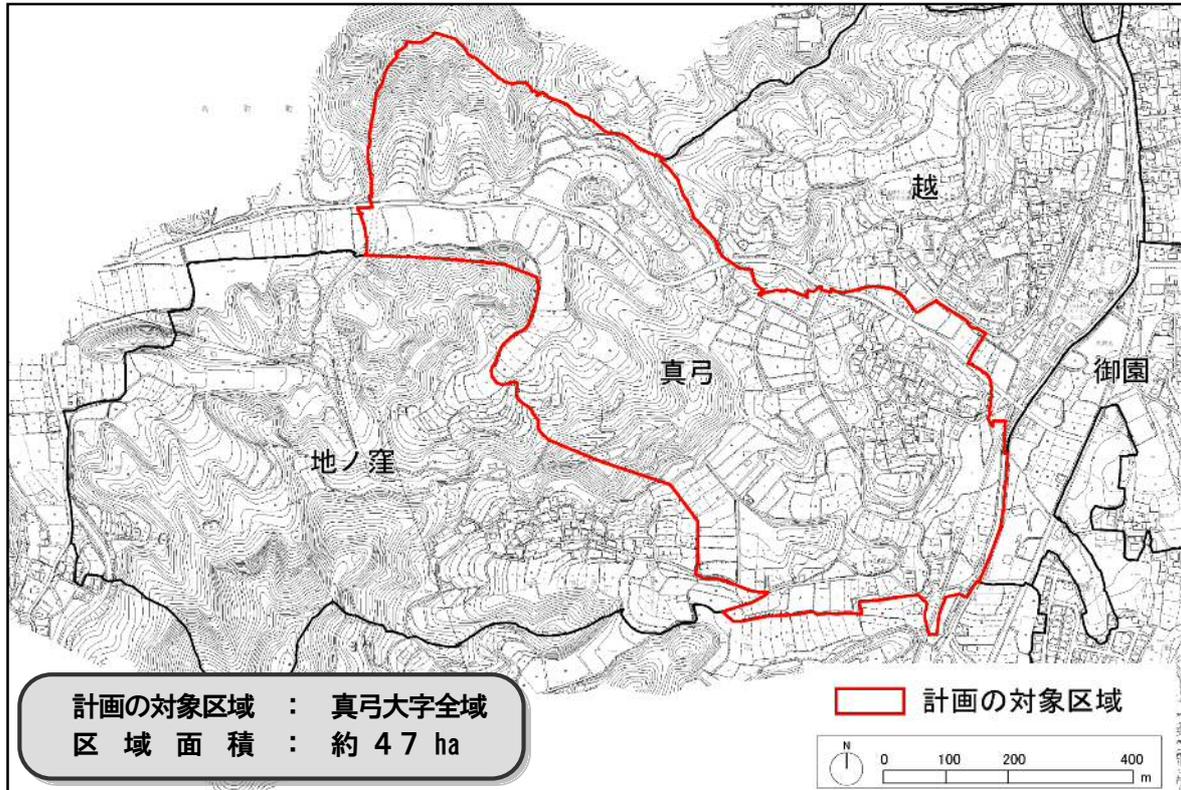
本計画は、概ね 10 年後の真弓大字の姿を目標とし、社会情勢の変化や景観まちづくりの進捗状況を踏まえ、定期的に内容を検討し、住民の合意のもとに、必要に応じて見直し・更新を行います。

(計画年次：平成 26 年 4 月～平成 35 年 3 月末)

(4) 計画の区域

本計画の対象区域は、真弓大字全域とします。

■ 真弓大字景観計画の対象区域



(5) 計画の位置づけと構成

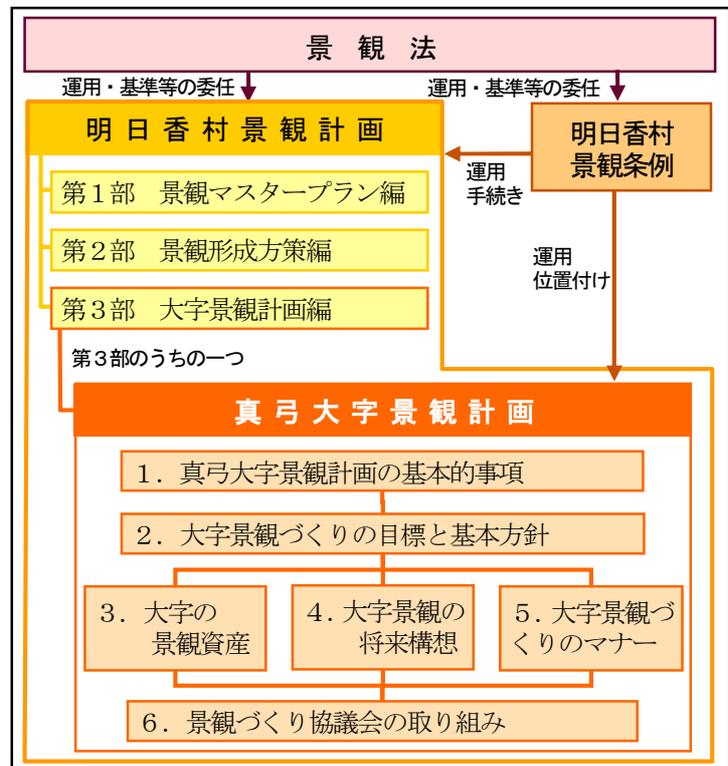
明日香村では、これまでも古都保存法・明日香法、奈良県風致地区条例に基づき、建築物の建築や工作物の建設、土地の造成などが制限され、明日香村の歴史的風土の保存に一定の効果をあげてきました。

そこで、これらの法制度は踏襲した上で、それらの対象とならない部分を誘導してこういうものが村全域の明日香村景観計画として位置づけられています。

真弓大字景観計画は、明日香村景観条例に規定される大字景観計画として、明日香村景観計画第3部に位置づけられる計画であり、地域の実情に応じたよりきめ細かな景観づくりを推進していくための計画です。

真弓大字景観計画では、大字景観づくりの目標と基本方針のもとに、将来世代に引き継いでいく大字の景観資産、景観づくりの将来構想、建築物等や活動に関する大字景観づくりのマナーを設定し、それらを実現化していくための景観づくり協議会の取り組みの方向性を示しています。

■ 計画の位置付けと構成



2 真弓大字の景観の特徴と課題

(1) 真弓大字の景観の特徴

真弓大字の景観の特徴は次の5点に整理できます。

【特徴1】 ひとの活動がつくりだす生き生きとした景観

真弓大字では、清掃活動や宮講の祭り、お寺やお地藏さんで行なわれる行事など、年間数多くの行事が執り行われます。これらの行事は、私たち真弓大字に暮らす人々相互のコミュニケーションの場となり、人と人の心をつなぎ合わせ、より良い生活環境が形成されています。

また、近年は真弓集落営農組合による「はたけの八百屋さん」※の取り組みなど、住民自らが進んで、農業を軸とした真弓大字の活性化や農村風景を守るための取り組みを展開しています。このような取り組みにより、大字住民だけでなく、都市住民等との交流も進められ、今後の定住促進にもつながることが期待できる、生き生きとした景観が形成されています。

※「はたけの八百屋さん」

村の活性化と昔ながらの農村風景を守っていくことを目的として、真弓集落営農組合が実施している取り組みです。

荒廃農地や古都法による県の買入地なども活用し、安心・安全な野菜を、購入者が現地で直接収穫し、購入・持ち帰るスタイルの八百屋として実施し、多くの都市住民等との交流の場となっています。



清掃活動の様子



はたけの八百屋さん

【特徴2】 集落をとりかこむ農地や山林の豊かな自然景観

集落の周辺には、田や畑、果樹などの農地、そしてその背後には真弓丘陵の山林が広がり、四季とりどりの彩（いろどり）のある豊かな自然景観が見られます。

集落をとりかこむ農地は、古くから生産の場として、米のほかに程よい寒暖の差やきれいな水などを背景に西明日香地域の特産である生姜などが栽培され、真弓大字の人々の生活を支えてきました。近年は、大麦や粟、桃などの栽培も行われてきており、その時々時代の合わせた形で農地をうまく活用し、その美しい景観を維持しています。



集落をとりかこむ農地や山林

【特徴3】 西からの飛鳥盆地を見下ろす広がりのある眺望景観

真弓大字は、明日香村西部に位置する真弓丘陵からそのふもとにかけて広がっています。

そのため、集落西側の小高い場所は、明日香村で唯一、飛鳥盆地の広がりを西側から眺めることができる場所となっています。とりわけ、「峠の地蔵さん」付近からは、東部の山並みを背景とした飛鳥盆地の農地の広がりの中に、集落や高松塚古墳、文武天皇陵、檜前寺跡などの古墳や史跡の樹林が点在している美しい風景を眺めることができます。



飛鳥盆地への眺め

【特徴4】 歴史的な佇まいが感じられる集落景観

真弓丘陵のふもとの傾斜地に民家がまとまって立地し、真弓の集落を形成しています。

私たちの先祖が地形の特徴を巧みに利用して作り上げてきた真弓大字の集落空間は、現在を生きる私たちに歴史的な佇まいや人の手による適度なスケール感と暖かみのある景観を与えています。

道沿いにつくられた石積みや塀は、背後の庭木や大和地域特有の大和棟民家、古くからの作法を踏襲して建てられた家々と一体となって、集落の地形や歴史的な風情を感じさせるものとなっています。また、日頃の生活では不便な面も多い細く曲がりくねった道も、道沿いや道の正面に見える庭の花木やカキの木などによる潤いや季節の移ろいを感じながら散歩できる場となっています。



集落内の町並み



石積みと
伝統的な
様式の建物

【特徴5】 豊かな歴史・文化を感じられる景観

真弓大字は、真弓鐘子塚古墳に代表されるように、かつて渡来系氏族の古墳群や天皇・王族等の終末期古墳が数多く築かれた「真弓丘」の中心をなす地域です。大字西部の入り組んだ山や谷の風景からは、かつての万葉の風土を思い浮かべることができます。

そして、その万葉の風土のもとに築かれ、育まれてきた集落とその周辺には、式内社としての古くからの歴史をもつ櫛玉命神社をはじめ、西蓮寺、庚申地蔵さん、峠地蔵さんや延命地蔵さんなど、真弓大字の人々が古くから信仰し、大切に守り伝えてきた歴史的な建造物が数多く残され、真弓大字の歴史と文化の重なりを物語るものとなっています。また、そこで執り行われるだんじりや庚申講、地蔵盆などの数多くの祭りや行事は、私たちの生活の一部として受け継がれ、日々の暮らしをより一層豊かなものとし、真弓大字の生活環境としての魅力を高めるものとなっています。

(17～19 頁：真弓大字の景観資産一覧参照)



庚申地蔵さん



真弓鐘子塚古墳

(2) 真弓大字の景観の課題

このように、真弓大字では、その地形的な特徴をうまく取り入れながら、緑豊かで歴史を感じられる良好な生活環境(=景観)をつくりあげるとともに、その景観を守り、伝えていくために、大字住民自らが、積極的に様々な取り組みを進めてきています。

しかし、全国的に少子高齢化や生活様式の変化などが進むなかで、真弓大字においても、次のような課題が生じており、このことが、真弓大字の良好な景観を守り、後世に伝えていくにあたっての大きな課題となっています。

また、真弓大字の住民が景観の課題として考えること(※)は、次のページの図のとおりです。

(※) 大字景観計画作成のための全戸住民を対象としたワークショップ・アンケート調査における意見

真弓大字の抱える課題 (= 良好な景観を守り、伝えていくための課題)

- ① 人口の減少、若年層の流出・減少
- ② 荒廃農地・耕作放棄地の増加
- ③ 祭りや行事の衰退・廃止のおそれ
- ④ 廃屋の増加の懸念
- ⑤ 集落内の道が狭く、緊急車両等の通行が困難

これらの課題の多くは、上記「真弓大字の抱える課題」のうちの「①人口の減少、若年層の流出・減少」に起因するものであり、

「 若者が住み易い、住みたいと思える環境を整えていくこと 」

が、現在の真弓大字の喫緊の課題であるといえます。

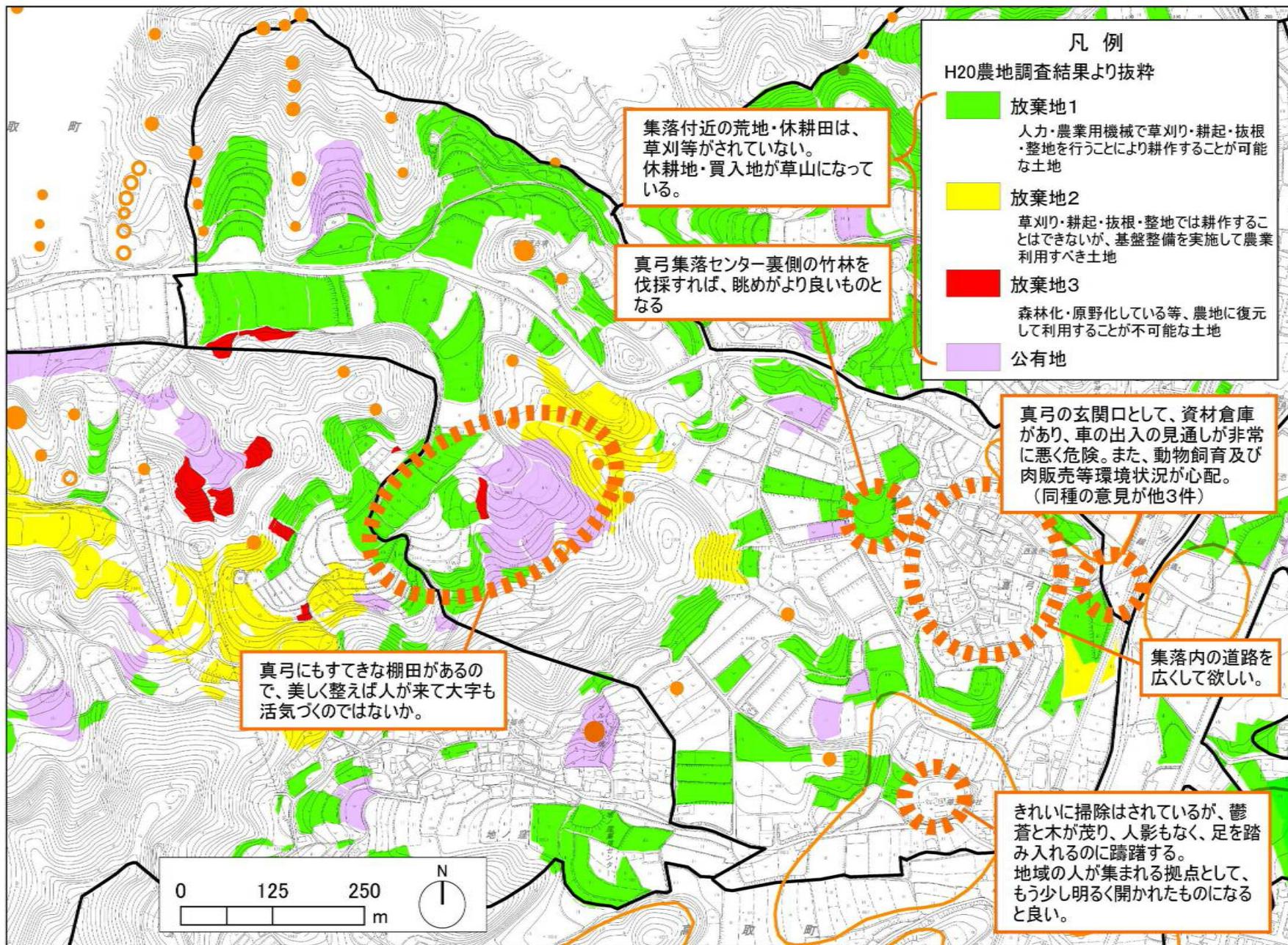
上記「真弓大字の抱える課題」のうちの

「② 荒廃農地・耕作放棄地の増加」は新規就農者を呼び込むこと、
「③ 祭りや行事の衰退・廃止のおそれ」は祭りや行事の担い手となる若者を呼び込むこと、
「④ 廃屋の増加の懸念」は無住化した民家を修理・修繕して居住・活用してもらうこと
などが解決策のひとつであるといえます。

また、「⑤ 集落内の道が狭く、緊急車両等の通行が困難」は、若者が住み易い、住みたいと思える環境を整備するための方策のひとつであるといえます。

また、次ページの課題のうち、集落センター裏の竹林や櫛玉命神社の鬱蒼とした樹林の適切な管理など、高齢者だけでは困難な作業も、若者を呼び込み、ともに作業をすることで、より効果的に進めることが可能になると考えられます。

■ 真弓大字の景観の課題（ワークショップ・アンケート調査より）



3 大字景観づくりの目標と基本方針

(1) 大字景観づくりの目標

第2章で示したように、真弓大字の良好な景観を守り、伝えていくためには、「若者が住み易い、住みたいと思える環境を整えていくこと」が重要な課題となります。

一方で、明日香村全体の人口の減少や少子高齢化などの社会的背景等に伴う、竹林や耕作放棄地の増加や地域活力の低下に対応するため、明日香村により、真弓大字の区域に、都市計画法第34条第11号に基づく区域と、産業集積ゾーン（真弓丘産業創出型景観形成特定区域）が指定されました。※

都市計画法第34条第11号の区域の指定により、真弓大字では、これまでの市街化調整区域としての宅地開発の規制が一部緩和され、村外の非農家の方も含めたより多くの方々が、真弓大字に移り住み易い条件が制度的に整えられました。

また、産業集積ゾーンの指定により、今後、新たな企業が真弓大字の区域内に進出してくることにより、その企業と連携し、地域の活性化やより良い景観づくりに向けた様々な取り組みを展開していくことが期待できます。

このように、制度としての条件が整ったいま、真弓大字としても、より多くの若者が住みたいと思える環境づくりに、大字全体として取り組み、地域の活性化や良好な景観を守り、伝えていくことを目指し、次の目標を掲げることとします。

真弓大字の景観づくりの目標

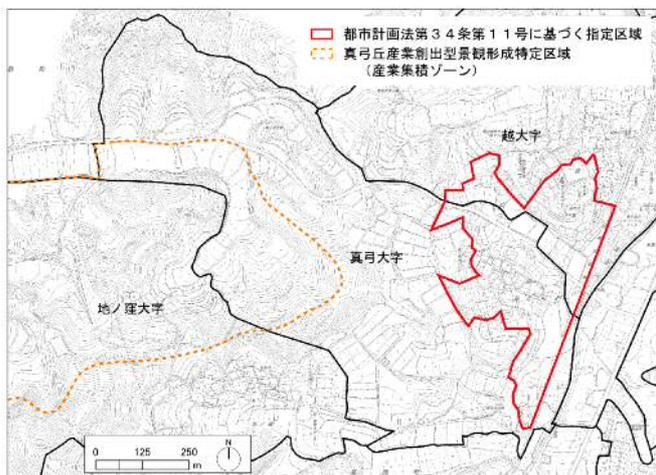
若者が「住みたい！」と思える里づくり

※「都市計画法第34条第11号に基づく指定区域」と「産業集積ゾーン（真弓丘産業創出型景観形成特定区域）」

○「都市計画法第34条第11号に基づく指定区域」は、これまで農家住宅等に限られていた住宅の建築を、村外の方などにも開放し、外部から人口を呼び込むための区域です。

越大字と合わせた「越・真弓地区」として、都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例（奈良県）に基づき、平成22年6月22日に指定されました。

○産業集積ゾーンは、第4次明日香村総合計画に景観改善集約ゾーンとして設定された区域です。明日香村景観計画では、真弓丘産業創出型景観形成特定区域として、当該区域における産業施設の建設にあたっての景観形成基準が定められています。



(2) 大字景観づくりの基本方針

真弓大字の景観づくりの目標に基づき、以下の基本方針を設定します。

真弓大字の景観づくりの基本方針

基本方針 1 豊かな生活景観をつくる伝統や文化を大切にします

現在も受け継がれてきている数多くの祭りや行事は、真弓大字の個性（アイデンティティ）であり、大字住民の心と心をつなぐ、大切な財産です。これらの祭りや行事は、一度途絶えてしまうと、再興するためには相当な意気込みと努力を要することとなります。従って、社会背景を踏まえて、若者にも受け入れられ易いよう、改善できるところは改善しながら、その本質的な価値を継承し続けます。

このことは、建物についても同様です。現在、真弓大字の多くの建物は、真弓大字の伝統的な様式を踏襲した形で建てられ、美しい景観が作り出されています。しかし、一度、真弓大字の美しい景観にそぐわない建物が建てられてしまうと、それは長く残り続けることとなり、そのような建物が増えると、真弓大字全体の景観も崩れてきてしまいます。従って、建物の建て方についても、多くの人々が真弓大字に住み続け、また移り住み易いよう、改善できるところは改善しながら、現在の真弓大字の美しい景観を受け継いでいきます。

基本方針 2 農を軸として、活力のある景観をつくります

真弓集落営農組合を中心とした様々な取り組みを進めながら、生産者・生活者、都市住民や他地域の住民、行政が連携し、それぞれの持つ個性や特性を持ち寄り、活かし合い、交流することにより、農を軸として地域全体の活力を高めていきます。

「はたけの八百屋さん」の継続・発展を図りながら、耕作放棄地や古都買入地を有効に活用し、農空間の保全・再生を図ります。また、竹林の伐採等により、集落の背景となる豊かな里山景観を保全・再生するとともに、良好な眺望を確保します。

基本方針 3 大字の景観資産を守り、活かします

真弓大字には、真弓罐子塚古墳などの遺跡や遺構、櫛玉命神社や西蓮寺、地蔵さんなど、数多くの歴史的な建造物が残されています。また、そこで執り行われる祭りや行事、さらには、集落をとりかこむ農地や山林などの自然、集落からの飛鳥盆地への眺めなどは、すべて真弓大字の大切な財産（真弓大字の景観資産）です。

これらの景観資産を大切に守り、後世に伝えていくとともに、遺跡・遺構の整備や美しい眺めを楽しむことができる視点場の整備や視線を確保するための竹林・雑草等の適切な管理、さらには、近隣大字の景観資産（越大字の岩屋山古墳や牽牛子塚古墳、地ノ窪大字のマルコ山古墳やカヅヤマ古墳など）とのネットワークの構築などにより、地域の活性化に活かしていきます。

(3) 大字景観づくりの将来構想

現在の真弓大字の景観は、土地利用からみた次の3つの区域により、景観の特徴が異なります。

- 丘陵地のふもとの傾斜地に、民家がまとまって立地する立体的な集落景観がみられる
「歴史的な風情を醸し出す集落の区域」
- 集落をとりかこむ農地（水田・畑地・樹園地）を中心とした、豊かな農の景観がみられる
「豊かな生活を支える農と里山の区域」
- 数多くの遺跡が分布する丘陵の山林と谷筋の棚田状の農地による自然景観がみられる
「遺跡と樹林・農地が織り成す歴史と自然の区域」

今後も、次に示す方針に基づき、これらの区域（景観区域）ごとの特徴的な景観を守り、育んでいきます。

■ 景観区域ごとの景観形成方針

景観区域	景観形成方針
<p>歴史的な風情を醸し出す 集落の区域</p>	<p>昔ながらの建築物や工作物など、真弓集落の歴史・文化を色濃く残す区域です。 真弓集落の歴史・文化を尊重し、建築形態や意匠、石積み等に十分に配慮した町並み形成を図り、良好な生活環境の保全と創造に努めます。</p> 
<p>豊かな生活を支える 農と里山の区域</p>	<p>主要な生業の場として生活を支えるとともに、真弓大字の景観をより深みのあるものとしている区域です。 都市住民との交流などを通じて農地を積極的に活用し、将来に渡って農業の振興を図り、優良農地としての保全に努めます。</p> 
<p>遺跡と樹林・農地が織り成す 歴史と自然の区域</p>	<p>丘陵の尾根を中心に遺跡が分布するとともに、入り組んだ地形を巧みに利用してつくられた農地と樹林が相俟って、特徴的な自然景観を創り出している区域です。 真弓罐子塚古墳を中心とした周遊観光の拠点として、明日香の歴史的風土を感じられる歴史と自然の調和した景観づくりを進めます。 また、「真弓丘産業創出型景観形成特定区域」については、明日香村景観計画第2部第1章第3節に基づき、豊かな歴史・自然環境と産業施設とが調和した景観を創出していきます。</p> 

また、上記の景観区域ごとの景観形成方針を基本とした上で、新たな法制度や今後の大字によるまちづくりの取り組みの意向を踏まえて、今後10年程度の間重点的に景観づくりを進める区域・軸を「大字景観づくりの拠点・軸」として、次のように設定します。

■ 大字景観づくりの拠点・軸ごとの景観形成方針

種別	名称	対象区域	景観形成方針
拠点	歴史を感じる拠点	真弓鐘子塚古墳	多くの観光客が訪れる明日香村の重要な遺跡として周辺区域も含めた質の高い景観づくりを進めます。 特に周辺の遺跡等との連携を図り、真弓鐘子塚古墳の歴史的な重要性を多くの人々が理解できるような道筋や景観の整備を行います。
	集落文化の拠点	櫛玉命神社 西蓮寺 峠地藏さん 延命地藏さん 庚申地藏さん	祭礼や行事、日常的な管理など、現在まで受け継がれてきた大字住民と神社・寺院、地藏さんとの良好な関係を継承し、集落の歴史、文化、自然を感じられる場としての景観づくりを進めます。
	交流の拠点	はたけの八百屋さん	農を軸とした活性化の拠点として、都市住民との交流などを通じて、楽しみながら農村風景の保存の取り組みを実施・継続していきます。
		真弓集落センター裏側	現在、竹林が繁茂している真弓集落センターの裏側の区域については、竹林の伐採を行い、農的な土地利用の再生を図るとともに、大字で行う様々なイベントや行事においても活用していきます。
	良好な眺めの拠点	峠の地藏さん付近 真弓集落センター裏側	住民・来訪者を含む多くの人々が、ゆっくりと飛鳥盆地を望むことができ、また、飛鳥の歴史的風土を感じられる良好な視点場としての整備を進めます。
軸	歴史的風土を感じる軸	飛鳥周遊歩道 (新設)	西明日香地域の資産相互を結ぶ道筋として、ヒューマンスケールのきめ細かな景観づくりを行うとともに、農地や山並みへの眺めの良好な視点場として、四季の移ろいや歩きながら移り変わる景観(シークエンス)に配慮した景観づくりを進めます。

4 大字景観づくりに向けた取り組み

(1) 豊かな生活景観をつくる伝統や文化を大切にします

① 祭りや行事について

真弓大字では、現在、年間を通じて様々な祭りや行事を行っています。

なかでも、櫛玉命神社の秋祭りは、真弓大字の伝統・文化を伝える住民の精神的な基盤となるものです。現在も真弓大字の住民の大半が参加するこの祭りは、大字住民の親睦を深める場として、また、子供たちが真弓大字の伝統を理解する場としても、重要な役割を果たしています。

また、その他にも、峠地藏さんや延命地藏さんの地藏盆や庚申地藏さんの庚申講、門松立て（櫛玉命神社・庚申地藏）、トンド、西蓮寺の春・秋の永代経・彼岸法要、盆会、櫛玉命神社の夏祭りやお日待ちなど、古くからの祭りや行事を数多く伝えていきます。また、より良い生活環境や美しい景観を維持していくために、年間を通じて、月に1回清掃活動を実施するなどの取り組みも続けていきます。

しかし、一方では、伊勢講などの既に行われなくなってしまった行事や、かつては多くの大字住民が参加していた櫛玉命神社の夏祭りやお日待ちが現在は役員のみで行われるようになるなど、若年人口の減少や生活様式の変化などにより、これらの祭りや行事も少しずつ変容をみせてきています。また、これらの祭りや行事といった伝統が多いことが、かえって若者を大字から遠ざけてしまい、さらに衰退や変容を助長してしまうという側面もあります。

そこで、大字の伝統や文化を受け継ぎながら、若者を呼び込んでいくため、真弓大字の祭りや行事については、それぞれ次のような考え方に基つき、その維持・継承を図っていきます。

また、新たに大字に居住される方々についても、下記の事項等を事前の説明を行うことにより、大字の祭りや行事に対して理解いただき、積極的に参加いただくことにより、次代の大字の担い手として、良好な関係を築きあげていきます。



祭礼の様子

区分	今後の取組の考え方
伝統的な祭りや行事	現在のまま継続し、次代に引き継いでいくことを基本とします。 やむを得ず、実施方法や内容を変更する場合や廃止する場合には、次代において再興する際に役立てられるよう、村との協力のもとに記録化を進めます。
その他の行事・活動	清掃活動などその他の行事・活動については、継続して実施しますが、生活様式・ライフスタイルの変化に合わせて、今後、実施頻度の再検討や当番制度の導入、やむを得ず参加できない場合の負担金制度の導入など、実施方法やその内容を検討していきます。 大字住民は、大字の実施する清掃活動等のその他の行事・活動に積極的に参加するとともに、日常生活においても身近な景観づくりに取り組んでいきます。

■ 真弓大字の年間の祭り・行事

実施月	実施日時 ^{※1}	祭り・行事	実施場所	備考	区分 ^{※2}
1月	3日 9時～	初集会	真弓集落センター		その他
	4日	新年法会	西蓮寺		伝 統
	14日 18時～	トンド	宮さん付近の農地	20日：後片付け	伝 統
3月	10日	どぶ掃除	集落内		その他
	下旬	彼岸会	西蓮寺		伝 統
4月	8日	花まつり 永代経法要	西蓮寺		伝 統
5月	中旬頃	草刈り	墓及び松の畦畔		その他
	中旬頃	大字管理組合花畑の作業	集落内農地		その他
7月	14日 17時～	櫛玉命神社の夏祭り	櫛玉命神社	役員は原則参加	伝 統
	24日	峠地藏さんの地藏盆	峠地藏さん		伝 統
	28日	どぶ掃除	集落内		その他
8月	11日	草刈り	墓及び松の畦畔		その他
	15日	盆会	西蓮寺		伝 統
	23日	庚申講	庚申地藏さん		伝 統
	24日	延命地藏さんの地藏盆	延命地藏さん		伝 統
	31日	お日待ち	櫛玉命神社	役員は原則参加	伝 統
9月	1日	道づくり	集落内		伝 統
	下旬	彼岸会	西蓮寺		伝 統
10月	6日	草刈り	墓及び松の畦畔		その他
	第2日曜 16時～	櫛玉命神社の秋祭り ・だんじり曳き	櫛玉命神社 他		伝 統
12月	8日	どぶ掃除	集落内		その他
	28日	門松立て	櫛玉命神社 庚申地藏さん		伝 統
	上旬	歳末助け合い運動	西蓮寺		その他
毎月	上旬	空缶及び空瓶拾い	集落内外		その他

※1：年によって変わる場合があります。

※2：「区分」は前ページの下表の区分によります。

② 建物の建て方について

現在の真弓大字の建築物・工作物等は、次のような特徴がみられます。

○屋根の形態・意匠の特徴

傾斜地に建物がまとまって建ち並んでいる集落であり、地形に即して曲折する村中道に合わせて、屋根は様々な方向を向き、高低差による石積みや幾層にも重なる屋根並みが、立体的な景観をつくり出しています。

切妻屋根が多くを占めていますが、片側が切妻形式で反対側が入母屋形式の複合型の屋根形状の建物が多くみられることも特徴的です。また、なかには越屋根を設けているものや、大和棟形式の民家もみられます。

屋根は、ほとんどが灰色から黒色の和型瓦葺であり、2階建・つし2階建の建物では、和型瓦の庇が設けられているものが多くみられます。また、棟瓦や降り棟・隅棟が重厚感のある屋根並みをつくり出しています。

このように、伝統的かつ特徴的な屋根形状が、集落の屋根並みのアクセントとなるとともに、灰色から黒色の葺の波が集落の個性をつくりだしています。



幾層にも重なる屋根並み



大和棟形式の民家



棟瓦や降り棟・隅棟による重厚感のある屋根。切妻形式と入母屋形式が複合し、むくりもみられる。

○外壁・建具等の形態・意匠の特徴

主屋はつし2階～2階建て、付属屋は平屋建てを主体とした集落内の建物は、全体的には大壁形式が多く見られますが、他地域と比べると真壁形式の建物が多い傾向にあることが特徴的です。また、1階妻面のみを真壁形式の白漆喰と板張りとしている建物も多くみられます。

木製の建具を使用している建物が多く、なかには虫籠窓、与力窓、なまこ壁などの伝統意匠が設けられている建物も見られます。

このように、伝統的な様式や要素が集落の歴史・伝統的な情緒を感じさせるとともに、貫や腰下の板張りなどにより、木の温もりを感じられる景観が形成されています。



棟瓦や降り棟・隅棟による重厚感のある屋根。切妻形式と入母屋形式が複合し、むくりもみられる。



左上：虫籠窓
右上：格子窓
左下：海鼠壁
右下：与力窓

○工作物・外構・植栽の特徴

和瓦をのせた白漆喰調の仕上げの塀が多くみられます。また、高低差のある地形的特徴から、多くの敷地で石積みが見られ、なかには古くからの野面積みの石積みが美しく残っている敷地もみられます。

前面道路側を中心に、豊かな庭木が設けられている敷地が多くみられます。また、道端にはカキの木も見られ、秋には赤く色づいたカキが集落内の景観をより一層豊かなものとしています。

このように、高低差のある地形的特徴から、集落内の村中道は、石積みと塀、生垣による緑が主要な要素となり、その背後に建物の屋根及び外壁が垣間見える街路景観が特徴となっています。



野面積みの石積み



道端にみられるカキの木



瓦葺きの白漆喰塀、豊かな庭木の緑

このような、現在の建築物等の特徴を活かし、真弓大字固有の美しい景観づくりを進めるため、次の「建築物・工作物等のマナー」※を設定します。

■ 建築物・工作物等のマナー

項目		マナー	都市計画法 第34条第11号 により建築 される住宅	左記以外の建 築物
共通		・真弓大字の建築物・工作物等の特徴（前頁参照）を踏まえ、周囲景観との調和に配慮する。	ルール	ルール
		・既存建築物が以下のマナーに適合している住宅については、その仕様を維持・継承するよう努める。	—	ルール
建築物	形態 意匠	屋根	・段差や付属屋との連棟、降り棟の設置などの工夫により、単調な屋根面は避ける。	ガイドライン
		・屋根の形状は切妻又は入母屋とする。	ルール	ガイドライン
	外壁	・白色もしくは黒色の漆喰仕上げまたはそれに類する仕上げとする。	ルール	ガイドライン
		・腰下は板張りとするなど単調な壁面を避ける。	ルール	ガイドライン
建築 設備	室外 機等	・主要な幹線道路や飛鳥周遊歩道、主要な視点場から望見される場合は、木製格子等により目隠しをする。	ルール	ガイドライン
工作物	形態 意匠	塀	・白色もしくは黒色の漆喰仕上げ、板張り、またはそれらに類する仕上げとする。	ルール
		・塀の上部には和型瓦を用いる。	ルール	ガイドライン
	擁壁	・昔ながらの石積みが残る敷地においては、石積みを保全する。	—	ガイドライン
		・自然石（石の大きさは30～50cmを主とする）を使用した野面積み、乱積みとする。	ガイドライン	ガイドライン
緑化	生垣	・道路等からの建物の見え方や周辺の植栽との連続性に配慮する。	ガイドライン	ガイドライン
	庭木	・真弓大字の景観に適した樹種（周辺に現存する植生を活かしたものの又は郷土種若しくは万葉植物）を用いるよう努める。	ガイドライン	ガイドライン

※建築物・工作物等のマナーとは

○より良い真弓大字の景観づくりを進めていくため、真弓大字にお住まいの皆さま自らが、真弓大字の景観づくりに関わる全ての方々を対象に定める作法や取り決め（マナー）です。

次の考え方により、マナーには、「ガイドライン」と「ルール」の2種類のマナーを設定します。

ガイドライン：守るよう努力すべき事項（努力事項）

ルール：最低限守る必要のある事項（必須事項）

現在、真弓大字にお住まいの方々は、これまでも真弓大字の建築物や工作物の建て方の特徴に配慮し、良好な景観をつくりあげてきたことから、「ガイドライン」を中心とし、都市計画法第34条第11号に基づき、新たに大字外から入って来られる方々に対して、「ルール」を多く設定しています。

(2) 農を軸として、活力のある景観をつくります

真弓大字の農地は、「集落を取り囲む集落周辺の農地」と「西部丘陵内の谷筋に連なる棚田状の農地」との、大きく2つに分けられます。このうち、前者の農地については、これまでも「はたけの八百屋さん」の取組にみられるように、真弓大字を支える主要な農地としての役割を担っています。また、後者の農地については、「産業集積ゾーン」に位置づけられていることから、今後、景観に調和した形で産業施設等が立地していくことが予定されています。

そこで、真弓大字における農の取組は、それぞれの区域において、次の考え方を基本として取組を進めていくこととします。

区分	今後の取組の考え方
集落を取り囲む 集落周辺の農地	<p>農をテーマとしたまちづくりの拠点となる区域であることから、農地の保全・管理・活用を、大字の重点施策と位置付けて、村との連携のもとに取組を実施します。</p> <p>【具体的な取組の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米や生姜、栗などに加え、大麦や桃などの新たな作物の生産にも積極的に取り組みます。また、可能なものについては、企業やJAなどとの連携により、新たな明日香ブランドの特産品化を進め、地域の魅力の向上を図っていきます。 ・「はたけの八百屋さん」や「日本再耕飛鳥プロジェクト」、オーナー制度などを活用して、観光客や飛鳥ファン等との交流、子ども達への農作業の体験の場としての活用などを通じ、地域の活性化を図るとともに、訪れる人たちが「住みたい!」「ここで農業をしたい!」と思えるような取り組みを実施していきます。 ・荒廃のおそれのある農地については、大字景観づくり協議会や真弓集落営農組合と明日香村が連携して、農道の整備や農地造成などの基盤の整備や、農地バンク制度を活用した担い手の誘致などの効果的な方策の検討を行い、協働による取り組みを実施していきます。 ・買入地については、奈良県及び明日香村との調整・協議・連携のもとに、真弓集落営農組合が中心となって、地域の活性化のための各種取組と連携した活用を図ります。
西部丘陵内の 谷筋に連なる 棚田状の農地	<p>地形に即してつくられた棚田状の農地は、周囲の樹林と一体となって美しい景観をつくり出します。</p> <p>そこで、今後、新たに立地する企業等と連携して、産業施設周辺の棚田状の農地の保全・管理・活用を行うことにより、産業施設用地以外の区域については、棚田状の美しい農地景観を再生していきます。</p> <p>【具体的な取組の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「明日香村景観計画」第2部第1章第3節の規定に基づいて、企業と土地所有者等との間で締結される景観協定に基づき、企業と協力して農地の保全・管理・活用に努めます。

(3) 真弓大字の景観資産を守り、活かします

真弓大字には、私たちの日々の生活を豊かにしてくれる景観資産が数多くあります。それらは、渡来系氏族の移住とその権力者の古墳の築造に始まり、天皇・王族等の数多くの終末期古墳の築造、平安時代から中世にかけての荘園としての展開、さらには近世の高取藩による支配といった変遷のなかで、それぞれの時代を反映させながら築き上げてきたものであり、真弓大字の歴史や文化の重なりを物語るものとなっています。また、これらの景観資産は、真弓大字に暮らす大きな魅力をつくり出すものでもあることから、「大字の財産」として、次の世代に受け継いでいくとともに、地域の活性化に向けて積極的に活用していきます。

次に掲げる遺跡・遺構、建造物・町並み、生活文化（13 ページにあげる祭り・行事を含む）、自然環境、眺めを「真弓大字の景観資産」と位置付け、大字住民の皆さんが「大字の財産」としての共通認識をもって取り組んでいきます。

なお、「真弓大字の景観資産」については、今後、真弓大字景観づくり協議会を中心に、その保全・活用の具体的な方策を検討していきます。そして、保全にあたって特に必要と認められる場合においては、所有者の方々ならびに大字の皆さんの同意のもとに、明日香村景観条例に基づく「景観重要建造物」「景観重要樹木」「景観重要公共施設」などへの位置付けや文化財の指定・登録などを村に申請・要望していきます。

■ 真弓大字の景観資産一覧（その1）

分類	名称	概要
遺跡・遺構	真弓鐘子塚古墳	<p>真弓鐘子塚古墳は舌状に伸びる丘陵の先端に築かれた直径約40m、高さ約8～9mの円墳で、築造年代は石室構造や出土遺物などから6世紀中頃～後半頃と推定されています。</p> <p>埋葬施設は花崗岩の巨石を使用した横穴式石室で全長17.8m、石室規模は玄室長6.5m、幅4.3m、高さ4.3mで奥室は幅2～2.2m、高さ2.2m、長さ3.7m、南側の羨道は幅2～2.2m、高さ2.2m、長さは6.6mとなっています。</p> <p>石室内からは獣面飾金具や金銅装馬具、須恵器や凝灰岩片が多数出土しています。</p> <p>近くには乾城古墳や与楽鐘子塚古墳など、穹窿式（きゅうりゅうしき：ドーム型）で巨石を用いた古墳が点在しており、また、この地域にある与楽古墳群からはミニチュア炊飯具や簪子（かんざし）など渡来系要素をもつ遺物が出土していることから、この地域の古墳は、檜隈寺を中心に活躍した渡来系の技術者集団で飛鳥文化の担い手として蘇我氏と共に活躍した東漢氏（やまとのあやうじ）の墓域と考えられています。</p>
建造物・町並み	大和棟民家	<p>真弓大字には大和地方特有の民家様式である大和棟民家が4棟残されています。</p> <p>老朽化により取壊われたり、葺材がトタン等に変えられたりしていますが、他の大字に比べて残存数も多く、集落の景観を特徴付けています。</p>
	民家の石積み	<p>丘陵斜面に沿って集落が形成されているため、多くの民家の基礎には石積みがみられます。</p> <p>この石積みは、入り組んだ街路のなかで変化に富んだシークエンス（移り変わる景観）をつくりだし、集落の景観を特徴づけています。</p>



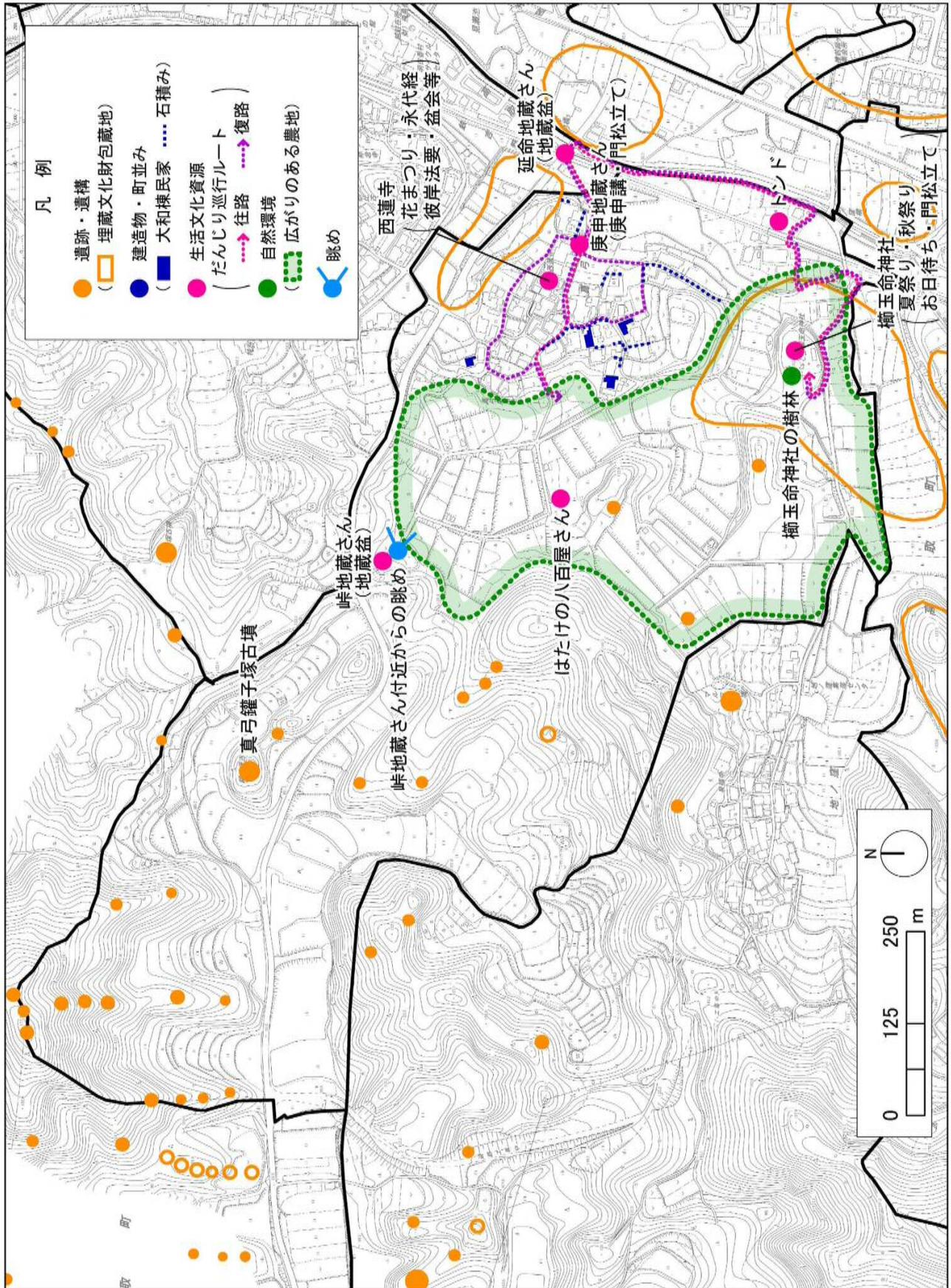
■ 真弓大字の景観資産一覧（その2）

分類	名称	概要	
生活文化	西蓮寺	<p>真弓大字の大半が檀家となっている浄土真宗本派本願寺派の寺院です。</p> <p>1月4日には新年法会、4月8日には子ども会主催の花まつりと永代経、8月15日には盆会、春と秋の彼岸の日には彼岸法要、12月には西蓮寺が主催で歳末助け合い運動が行われ、多くの大字住民が参加します。</p> <p>現在は、毎月3人が交代で掃除当番として寺の管理を行っています。</p>	
	櫛玉命神社	<p>『三代実録』清和天皇貞観元年正月の条には「奉レ授二大和国櫛玉神従五位上一」とあり、『延喜式』神明帳には「櫛玉命神社四座並大。月次新嘗」とあって、式内大社であったことが知られています。また、『大和志』には「在真弓村今称八幡」とみられます。</p> <p>祭神は櫛玉彦命・櫛玉姫命・天明玉命・豊玉命の四柱ですが、江戸時代の頃より八幡信仰の影響を受けて、八幡大神を祀り、櫛玉八幡と称したといわれます。</p> <p>境内には天押雲命を祀る若宮と八坂神社があります。</p> <p>7月14日には夏祭り、8月31日にはお日待ちが大字役員により行われます。10月第2日曜の秋祭りでは、だんじりが曳かれ、多くの大字住民が参加します。また、12月28日には門松が立てられます。</p>	
	庚申地藏さん 峠地藏さん 延命地藏さん	<p>7月24日には峠地藏さんで地藏盆、8月23日には庚申地藏さんで庚申講、8月24日には延命地藏さんで地藏盆が行われます。また、庚申地藏さんには、12月28日に門松が立てられます。</p> <p>毎月2人が交代で当番となり、献花・お供えをしています。また、当番でなくても献花・お供えをされる方もおり、古くから大字住民に親しまれている地藏さんです。</p>	
	だんじり	<p>かつて（1960年代頃）真弓大字の青年団によりつくられたのが、真弓大字のだんじりのはじまりです。初代だんじりは1年で潰れてしまいました。その数年後、当時10代の若者数名が、自ら材料を調達して手弁当で、2代目だんじりがつくられました。2代目だんじりは修理・補修されながら使われ続けてきましたが、古くなってきたことから、昭和60年頃に3代目だんじりが購入され、現在も使われています。なお、2代目だんじりは、現在、櫛玉命神社拝殿におさめられています。</p> <p>だんじりは、櫛玉命神社の秋祭りで、宵宮と本宮の2日間（宵宮：夜1回、本宮：屋夜1回ずつ）曳かれていましたが、現在は本宮の屋1回となっています。</p>	
祭礼・行事	(13 ページ参照)		

■ 真弓大字の景観資産一覧（その3）

分類	名称	概要	
自然環境	広がりのある農地	古くから生産の場として、米のほかに程よい寒暖の差やきれいな水などを背景に西明日香地域の特産である生姜などが栽培され、真弓大字の人々の生活を支えてきました。近年は、大麦や栗、桃などの栽培も行われてきており、その時々時代に合わせた形で農地をうまく活用し、その美しい景観を維持しています。	
	櫛玉命神社の樹林	周囲に広がる農地の中で、小丘上に茂る樹林は、集落の象徴的な景観要素となっている。「明日香村史」(昭和49年)によると、主な樹種は、クロマツ・スギ・モミなどの針葉樹、アラカシ・クス・ヒサカキ・サカキ・ナナミノキ・カナメ・ネズミモチなどの常緑広葉樹、イヌビワ・ヌルデ・ヤマウルシ・ヤマハゼ・タカノツメ・コシアブラ・メダラ・ヤマザクラ・クサギ・ムラサキシキブ・コバノガマズミなどの落葉広葉樹でした。	
眺め	峠地蔵さん付近からの眺め	東部の山並みを背景とした飛鳥盆地の農地の広がりの中に、集落や高松塚古墳、文武天皇陵、檜前寺跡などの古墳や史跡の樹林が点在している美しい風景を眺めることができます。	

■ 真弓大字の景観資産の分布



5 真弓大字景観づくり協議会

真弓大字では、「真弓大字景観づくり協議会」を設立し、平成 年 月に明日香村景観条例に基づく「景観づくり協議会」として村長より認定されています。

真弓大字景観づくり協議会は、大字管理組合や真弓集落営農組合などの真弓大字の既存組織と連携しながら、次の3つの役割を担います。

■ 真弓大字景観づくり協議会の役割

① 景観づくりの取り組み主体としての役割

- ・ 真弓大字景観づくり協議会は、大切な景観資源を守り、育て、大字住民や子ども達、明日香村を訪れる方々が心地よい、喜べる、楽しめる大字づくりを目指して、明日香村や景観アドバイザー等と連携し、景観づくりの取り組みを主体的に実施していきます。
- ・ 取り組みの具体計画を定め、大字景観計画の内容を実現化していきます。
- ・ 大字住民が景観についてより一層関心を持ち、自ら景観づくりに取り組んでいけるよう、イベントや勉強会などを企画・実施していきます。

② 大字景観づくりのあり方の検討と村への提言の役割

- ・ 大字内における開発行為や建築行為、公共事業などについて、村から大字の意見を求められた場合に、大字住民の意見をとりまとめて村に提出します。
- ・ 大字住民の景観づくりに対する意見や要望などを集約し、村へ提言していきます。
- ・ 大字景観計画の改訂のための検討やまちづくりのあり方の検討を進め、大字景観計画の改訂や村への提言を行っていきます。
- ・ 歴史的な建造物や樹木のうち、必要なものについては、景観重要建造物や景観重要樹木の指定を明日香村に提案していきます。

③ 良好な地域コミュニティづくりの役割

- ・ 新規住民に対して、真弓大字住民として生活していくための守るべきルールを説明するなど、良好な地域コミュニティづくりを進めます。
- ・ 真弓大字の歴史・文化資産や農空間などがつくりだす良好な景観を積極的にPRし、若者の居住を促進する取り組みを進めます。

なお、真弓大字景観づくり協議会では、今後10年程度（平成26～35年）は、明日香村や奈良県との連携・調整のもと、次の3つの取り組みを重点的に実施していきます。

取り組み1 景観阻害要因の改善

・買入地や遊休地の活用

明日香村との調整・協議・連携のもとに、買入地や遊休地の効果的な活用に向けた検討を行います。協議が整い次第、大字の景観資産として積極的に活用していきます。特に、耕作放棄地や荒廃山林・竹林などで景観を阻害している土地については、その管理方策を検討し、大字景観づくり協議会が主体となって取り組みを実施していきます。

・清掃活動の実施継続

これまでも実施してきた大字内の清掃活動を継続して実施します。特に、飛鳥周遊歩道や展望スペースなど、新たに整備される空間についても清掃活動等を行い、大字住民にとっても、観光客にとっても心地よい空間づくりに取り組んでいきます。

取り組み2 大字の景観資産を活かしたまちづくりの検討・実践

・農を活かした活性化

「はたけの八百屋さん」や「日本再耕プロジェクト」などを通じ、農をテーマとしたまちづくりの取り組みを進めていきます。また、大字で栽培している作物の特産品化の検討などを進め、「交流の拠点」を中心とした観光客や飛鳥ファン等との交流を通じ、地域の活性化を図っていきます。

・大字の景観資産の保全・活用

村や大学などと連携し、村内外の子どもや学生、若者、観光客などとともに集落内の散策や体験イベントなどを実施し、新たな大字の景観資産の発掘や景観資産の学習、さらには景観資産相互の関係を踏まえた保全や活用のあり方の検討などを継続して実施していきます。

歴史的な建造物や樹木のうち、必要なものについては、景観重要建造物や景観重要樹木の指定を明日香村に提案していきます。

取り組み3 大字の生活・民俗文化の継承

・新規住民との連携による良好な生活環境の形成

新たに入村される人との良好な関係を築き、大字の祭礼や行事、集会等への積極的な参加を促すことにより、良好な生活環境を形成していきます。

・民俗文化の継承

これまで培われた生活・民俗文化の記録化を進め、次世代や新規住民に引き継いでいきます。

真弓大字景観づくり協議会 規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、真弓大字景観づくり協議会（以下「協議会」）と称し、事務所を「真弓大字集会所」内に置く。

(区 域)

第2条 協議会の活動区域は、真弓大字の区域とする。

第2章 目的および活動

(目 的)

第3条 この協議会は、住民等の主体的な参加と協力により、コミュニティの醸成を図りながら、地区内の良好な景観づくりを進め、潤いとゆとりのある生活環境の形成ならびに観光拠点のひとつとして明日香村の活性化に努めることを目的とする。

(活 動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 大字の良好な景観づくり、生活環境づくりのための活動
- (2) 明日香村の歴史的風土の保存や景観づくり、村の活性化のための活動

第3章 会員

(種別及び入会)

第5条 協議会は、活動区域内に住所を所有する者を正会員として組織する。

2 活動区域内の土地もしくは建物等を所有する者又はその権利を所有する者（正会員を除く）は、会長が別に定める手続きにより、準会員として入会を申し込むことができる。

3 会長は前項の申し込みがあった場合は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 委員 10人以上15人以下
- (2) 監事 2人

2 委員のうち、1人を会長、1人を総務担当の副会長、1人を会計担当の副会長とする。

(選任等)

第7条 委員及び監事は、大字総会において承認する。

2 会長及び副会長は、役員会において互選する。

3 監事のうち、1人は委員を兼ねることはできない。

(職 務)

第8条 会長は、協議会を代表し、業務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長が予め指定した順序によって、その職務を代行する。

3 委員は、役員会を構成し、この規約の定め及び役員会の議決に基づき、業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 委員の業務執行の状況を監査すること。
- (2) 協議会の資産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、協議会の業務又は会計に関し、不正の行為又は規約に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを役員会に報告すること。
- (4) 前号の報告のため、必要がある場合は役員会を招集することを会長に請求することができる。
- (5) 委員の業務執行の状況又は協議会の収支の状況について、委員に意見を述べ、若しくは役員会の招集を会長に請求すること。

(任 期)

第9条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員によって就任した委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第5章 役員会

(構 成)

第10条 役員会は、委員をもって構成する。

(権 能)

第11条 役員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 委員の職務
- (3) 事務局の組織及び運営
- (4) 会務の執行に関する事項

(開 催)

第12条 役員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 委員総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第8条第4項第4号及び第5号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

(召 集)

第13条 役員会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第14条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。やむなく会長が欠席した場合は、総務担当の副会長が代行する。

(議 決)

第15条 役員会における議決事項は、第13条第3項の規定によって予め通知した事項とする。

- 2 役員会の議事は、委員現在数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第16条 各委員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため役員会に出席できない委員は、予め通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した委員は、役員会に出席したものみなす。

(議事録)

第17条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(会員への報告)

第18条 役員会における議決は、大字総会において、正会員に報告しなければならない。また、準会員に対しては、書面をもって報告しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第19条 協議会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 助成金
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

(資産の管理)

第20条 協議会の資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

(事業計画及び予算)

第21条 協議会の事業計画及びそれに伴う収支予算ならびにその変更は、会長が作成し、役員会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第22条 協議会の事業報告書、収支決算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、会長が作成し、監事の監査を受けなければならない。

- 2 決算上余剰金を生じた時は、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第23条 この協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 計画の変更

(計画の変更)

第24条 この協議会が、大字景観計画を変更しようとするときは、大字総会に出席した正会員の2分の1以上の議決を経、かつ、明日香村景観委員会の意見を聴き、明日香村長の認定を得なければならない。

第8章 雑則

第25条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、役員会の議決を経て、会長がこれを定める。

付則

- 1 この規約は、この協議会の成立の日から施行する。
- 2 協議会の設立当初の事業年度は、設立の日から平成 年3月31日までとする。



明日香村景観計画 第3部

真弓大字景観計画

平成26年3月

発行：真弓大字景観づくり協議会、明日香村
